

○黒石市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する要綱

平成24年3月30日

訓令第6号

改正 平成28年3月31日訓令第7号

(目的)

第1条 この要綱は、黒石市有料広告取扱要綱（平成19年黒石市告示第108号）に基づき、市ホームページへ掲載するバナー広告（以下「広告」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市が指定した位置とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセルを1枠とする。
- (2) 形式 画像形式は、GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNGのいずれかの形式とする。ただし、アニメーションなどの動きのあるものについては、閲覧者への身体的負担とならないよう配慮されたものに限る。
- (3) 容量 1枠につき10KB以下とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、掲載月の1日から末日までを1月とした月単位とし、最長12月とする。

2 広告掲載期間中に市の都合により、更新、メンテナンス等で、市ホームページに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときがあっても、掲載期間は延長しない。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、広告枠1枠あたり月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、市ホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、黒石市ホームページバナー広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の電子データをCD-R等の媒体に格納したものを添えて、広告掲載開始の1月前までに市長に申し込むものとする。この場合において、格納した媒体の返却は行わないものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の申込書を受理したときは、掲載の可否を決定するにあたり、掲載を適当と認めるかについて付議するため、広告選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 委員会の委員長は、企画財政部長とする。

(2) 委員会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、黒石市ホームページバナー広告掲載決定通知書(様式第2号)又は黒石市ホームページバナー広告非掲載決定通知書(様式第3号)によりその結果を申込者に通知するものとする。

(平28訓令7・一部改正)

(広告掲載料の納付)

第10条 市長は、広告の掲載を決定したときは、納付期限を定め広告掲載料を請求するものとする。

2 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告データ作成及び格納媒体の経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) ホームページへの掲載上支障があると認められたとき。
- (2) 市長が指定する期日までに広告データを提出しなかったとき。
- (3) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、長期にわたり広告が掲載できなかったときは、月単位で広告掲載料を還付するものとする。

(掲載広告の変更)

第14条 広告主は、広告掲載期間中に申込みした広告掲載内容等に変更があった場合、掲載開始月の15日前までに黒石市ホームページバナー広告掲載変更申込書（様式第4号）を提出するものとする。

(掲載広告の変更決定)

第15条 前条の申込書を受理したときは、変更が適当であるか広告選定委員会において付議するものとする。

2 変更の結果は、黒石市ホームページバナー広告掲載変更決定通知書（様式

第5号)及び黒石市ホームページバナー広告掲載不変通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(掲載広告の取りやめ)

第16条 広告主は、黒石市ホームページバナー広告掲載取りやめ申出書(様式第7号)を提出して、市ホームページの広告掲載の取りやめを申し出ることができるものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を取りやめたときにおける既納の広告掲載料は、返納しない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表1(第9条関係)

(平28訓令7・全部改正)

| 広告選定委員会 | |
|---------|------------|
| 委員長 | 企画財政部長 |
| 副委員長 | 広報情報システム課長 |
| 委員 | 総務課長 |
| 委員 | 市民環境課長 |

様式第1号（第8条関係）

黒石市ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

黒石市長 様

申込者 住所（所在地）_____

称号（名称）_____

代表者職氏名 _____ 印

ホームページにバナー広告を掲載したいので、黒石市ホームページに掲載する広告の取扱いに関する要綱第8条の規定により、下記の通り申し込みます。

記

1 希望掲載期間
年 月～ 年 月までの カ月間

2 広告の内容

3 広告案（縦60ピクセル×150ピクセルの見本）

画像を貼り付けてください。

データ形式（G I F（アニメーション 有・無）・J P E G ・P N G）

データ容量（ KB）小数点第1位未満で四捨五入

データ格納媒体（ ）

4 バナーのリンク先アドレス

http://

様式第2号（第9条関係）

第 年 月 日

様

黒石市長

黒石市ホームページバナー広告掲載決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました、市ホームページへのバナー広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定いたしましたので、通知します。

つきましては、下記により手続きをお願いします。

記

- 1 広告掲載期間 年 月～ 年 月までの
カ月間掲載します。
- 2 広告掲載料 カ月掲載につき金 円
- 3 広告掲載料の納入 同封した納入通知書により、市指定の金融機関等
でお支払いください。
- 4 その他

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

様

黒石市長

黒石市ホームページバナー広告非掲載決定通知書

年 月 日付けでお申込みいただきました、市ホームページへのバナー広告掲載について、下記の理由により掲載できないことを決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 非掲載理由

様式第4号(第14条関係)

黒石市ホームページバナー広告掲載変更申込書

年 月 日

黒石市長 様

申込者 住所(所在地) _____

称号(名称) _____

代表者職氏名 _____ 印

ホームページに掲載しているバナー広告を下記の通り変更したいので、黒石市ホームページに掲載する広告の取扱に関する要綱第14条の規定により、申し込みます。

記

1 変更開始日 年 月 日

2 変更後の広告の内容

3 変更後の広告案(縦60ピクセル×150ピクセルの見本)

画像を貼り付けてください。

データ形式(GIF(アニメーション 有・無)・JPEG・PNG)

データ容量(KB)小数点第1位未満で四捨五入

データ格納媒体()

4 変更後のバナーのリンク先アドレス

http://

様式第5号（第15条関係）

第 年 月 日

様

黒石市長

黒石市ホームページ掲載変更決定通知書

年 月 日付けで変更をお申込みいただきました、市ホームページへのバナー広告掲載内容について、下記のとおり変更することに決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 変更開始日 年 月 日から
- 2 広告掲載料 カ月掲載につき金 円
- 3 リンク先アドレス
http://
- 4 その他

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

様

黒石市長

黒石市ホームページ掲載不変決定通知書

年 月 日付けで変更の申込みをいただきました、市ホームページへのパナー広告について、下記の理由により変更できないことを決定いたしましたので、通知します。

記

- 1 広告の変更内容
- 2 不変理由

様式第7号（第16条関係）

黒石市ホームページバナー広告掲載取りやめ申出書

年 月 日

黒石市長 様

申込者 住所（所在地）_____

称号（名称）_____

代表者職氏名 _____ 印

ホームページに掲載しているバナー広告を下記の理由により取りやめたいので、黒石市ホームページに掲載する広告の取扱に関する要綱第16条の規定により、申し込みます。

記

1 広告掲載取りやめの理由